

徳洲会共済会
グループ共済
加入資格審査基準

[JAMI2008-04-01-1]
[改訂JAMI2008-09-01-1]
[改訂JAMI2009-04-01-1]
[改訂 JAMI2018-04-01-1]

(目的)

第1条 本加入資格審査基準は、グループ共済約款第3条（共済契約者および被共済者の範囲）第1項（3）の規定に基づき、本共済会が運営するグループ共済の運用と事務手続を長期安定的かつ適切に管理していくために、加入者の審査基準を定めることを目的とします。

(共済契約に申込できる会員の範囲)

第2条 本共済会の定款第7条（会員の資格）に該当する方と、申込する共済契約の共済期間が開始する日には定款第7条（会員の資格）に該当する予定である方（当会所属施設の雇用予定者）が申込できます。

(共済契約の加入を認める基準)

第3条 第2条の規定に該当する方のうち、次の各号に全て該当する場合に、加入を認めます。

- (1) 加入申込日、グループ共済約款第26条（加入コースの変更）に定める加入コースの変更申請日（以下「コース変更申請日」といいます。）および更新日において、被共済者の年齢が満15歳以上満70歳未満の方。
- (2) 加入申込日、追加加入申込日、コース変更申請日において、健康で正常に就業している方。
なお、「健康で正常に就業」とは、共済契約者および被共済者の属する団体の定める通常の就業開始時から終了時まで
の間に勤労が可能状態就業していることをいいます。但し入会予定者については、共済契約者および被共済者の属
する団体が役職員としての雇用を認めた方なので、それをもって当会は、健康で正常に就業できると認めます。
- (3) グループ共済約款第8条（告知義務）の規定に基づく告知内容が、グループ共済の安定的な運営に影響を及ぼすと認め
られない方。

(転職者の取扱い)

第4条 グループ共済約款第4条第1項(1)（基本保障プラン1,500円Aコース）または同条同項(3)（基本保障プラン2,000円コース）の保障内容と保障額が類似する企業内共済または小規模共済（以下「類似共済」といいます。）を導入している本会所属施設以外の団体において（以下「類似団体」といいます。）、類似団体の役職員として類似共済に加入していた会員については、既往症にまつわる保障条件の不利益を救済する措置として、次の各号に全て該当する場合、類似共済の初年度加入日を本会共済契約の発効日とし、グループ共済約款第16条（共済掛金の払込）第2項(1)に定める申込締切日の属する月の翌月1日の零時に本会共済契約の共済期間が開始します。

- (1) 類似団体の退職によって類似共済を継続できない方（退職後も継続加入できる方は対象外）。
- (2) 加入申込する本会共済契約の共済期間開始日の午前零時に類似共済の保障が終了してしまう方。
- (3) 加入していた類似共済と保障内容および保障額が同一もしくは同一以下の、本会共済の保障プランに申込みした方。
- (4) 本会所定の申込書に加えて、次の書類の全てが本会に受付された場合。
 - ① 類似共済の初年度加入日、その時点での既往症、等が確認できる類似共済の申込書や加入者証などのコピー。
※本会所定の申込書（共済告知書兼同意書）には、その資料の告知内容を記載頂きます。
 - ② 類似共済の保障終了日（解約日や満期日など）が確認できる資料。
 - ③ 本会が当条項の適用を審査するために必要と判断した場合には、本会が要求する資料。

(転職者の取扱い その2)

第5条 グループ共済約款第4条第1項(2)（基本保障プラン1,500円Bコース）の保障内容と保障額が類似する企業内共済または小規模共済（以下「類似共済」といいます。）を導入している本会所属施設以外の団体において（以下「類似団体」といいます。）、類似団体の役職員として類似共済に加入していた会員については、各種祝金に関する保障条件の不利益を救済する措置として、前条の各号に全て該当する場合（但し、①の既往症が確認できる資料提出は不要）、グループ共済約款第67条（結婚祝金の支払事由）と同第69条（出産祝金の支払事由）については類似共済の加入日から本共済契約の共済期間を通算して1年経過後に祝金支給要件が発生した場合に祝金を支給し、同第71条（健康祝金の支払事由）については類似共済の発効日の属する月から本共済期間を通算して5年目の共済期間満了日までに共済金の受取りがなされていない場合に祝金を支給します。

(加入資格審査基準の改廃)

第6条 この審査基準を廃止しようとするときは、理事会の決議を経なければなりません。但し、第1条の目的の遂行に必要な範囲の変更については、理事会の決議により、共済会事務局に委任できます。